



ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 21 年 6 月 2 日

各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目 4 番 22 号  
株 式 会 社 ア イ フ リ ー ク  
代 表 取 締 役 社 長 永 田 万 里 子  
(コード番号：3845 大証ヘラクレス)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 グ ル ー プ 長 山 内 征 宏  
電 話 番 号 0 9 2 - 7 3 8 - 3 8 0 0 (代 表)  
U R L <http://www.i-freek.co.jp/>

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成21年5月22日付にて開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正すべき箇所がございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正前】 (網掛箇所が訂正部分)

下線は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
第 10 条 (条文記載省略)	第 9 条 (条文現行どおり)
第 5 章 監 査 役 (監査役の設置) 第 30 条 当社は、監査役を置く。  (監査役の員数) 第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第 29 条 当社は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。  (監査役の員数) 第 30 条 当社の監査役は、 <u>3 名以上 5 名以内</u> とする。

<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第39条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p><u>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p><u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
-------------	--

【訂正後】 (網掛箇所が訂正部分)

下線は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

<p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。</p>	<p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置) 第30条 当社は、監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 常勤監査役は、監査役会の決議によって決定する。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第40条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任方法) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

(新設)

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

以上